

李在明大統領の 政策および企業への影響分析



目次

I 通商	4
1. 主要公約の概要.....	4
2. 公約の詳細.....	5
① 国益中心の「実用外交」で周辺4国との外交関係を発展.....	5
② EUおよび欧州との実質的協力の強化.....	8
③ 貿易安全保障の取締り体制を確立.....	10
3. 考察および示唆事項	11
II 企業環境と労働.....	13
1. 主要公約の概要.....	13
2. 公約の詳細.....	14
① 公正な経済構造の実現（商法改正）	14
② 需給環境の改善および流動性の拡大による株式市場の活性化.....	17
③ 透明かつ公正なプラットフォーム市場の構築（プラットフォーム法）	17
④ 交渉権の保障および中間搾取を防止するため、「真の雇用主」が責任を負う雇用条件・労働環境を構築（黄色い封筒法）	19
⑤ 包括賃金制の禁止などを勤労基準法に明文化.....	20
⑥ 公正な労働環境の構築（賃金分布公表制度）	21
⑦ 週4.5日制の推進により労働時間の短縮を支援および過労死を予防.....	22
⑧ 法定定年を65歳に段階的に引き上げるべく、2025年内に立法および政府の横断的支援策を策定	23
3. 考察および示唆事項	25
III 金融・金融規制.....	27
1. 主要公約の概要.....	27
2. 公約の詳細.....	28
① デジタル資産ハブの育成.....	28
② 金融消費者保護強化のための制度改善（金融関連の政府組織の再編）	29
3. 考察および示唆事項	30
IV 半導体・AI	31
1. 主要公約の概要.....	31
2. 公約の詳細.....	32
① 半導体特別法の早期制定.....	32
② 半導体国内生産に対する税額控除制度の導入.....	33

③ AI共同投資基金の創設（国民ファンド）	34
④ 国家AIデータ集積クラスターの構築.....	34
⑤ 「みんなのAIプロジェクト」 および規制の特例	35
⑥ クラウドサービスの活性化	36
3. 考察および示唆事項	37
V 防衛産業	38
1. 主要公約の概要.....	38
2. 公約の詳細.....	39
① 国防分野におけるR&D投資の拡大を通じた国防AI先端技術基盤の整備.....	39
3. 考察および示唆事項	41
VI 環境・エネルギー	42
1. 主要公約の概要.....	42
2. 公約の詳細.....	43
① カーボンニュートラルとエネルギー転換.....	43
② カーボンニュートラル基本法の改正および排出権取引制度	44
③ 「エネルギー高速道路」の建設および分散型エネルギー体制の構築	45
3. 考察および示唆事項	46

1. 主要公約の概要

① 国益中心の「実用外交」で周辺4国との外交関係を発展

- ✓ 戦略物資国籍船舶の確保による物流安全保障の実現

② EU および欧州との実質的な協力の強化

- ✓ 開放的なグローバル通商システムを確立するための協力を模索
- ✓ 先端科学技術、サプライチェーン、防衛産業、インフラ、人的交流など実質的な協力の拡大

③ 「戦略産業国内生産促進税制」の導入

- ✓ 既存の「統合投資税額控除」とは別に国家戦略技術級および新成長・基幹技術級の先端製品については「戦略産業国内生産促進税制」を新設

④ 貿易安全保障の取締り体制を確立

- ✓ K-ブランドの価値を阻害する国産偽装による迂回輸出や、国家中核技術の流出を防ぐための税関における人的・物的リソースの拡充
- ✓ 尿素水不足問題のようなサプライチェーン危機の再発を根絶するべく、危機の兆候をいち早く察知できるサプライチェーン早期警報システムを高度化
- ✓ 虚偽輸出や輸出入価格の操作など、貿易取引を悪用した輸出入企業による資本市場の混乱を招く行為および財産犯（詐欺・背任・横領）などの関連犯罪の捜査を強化

2. 公約の詳細

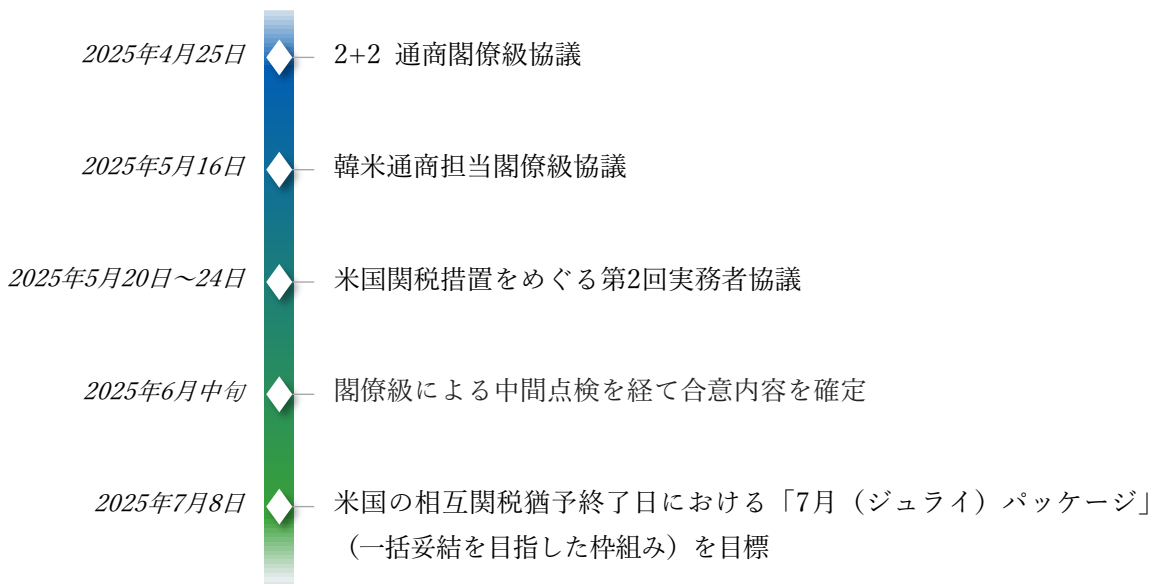
① 国益中心の「実用外交」で周辺4国との外交関係を発展

- 李在明（イ・ジェミョン）大統領（以下「李大統領」）は、大統領選挙において、韓米同盟、韓米日協力、中露との円満な関係を維持し、国益を中心に判断すべきとする「実用外交」を強調

(1) 対米関係

- 米国の高率関税が注目される中、次期政権の優先課題は韓米間の通商外交交渉であり、韓国企業の戦略に影響を及ぼし得るため、今後の交渉の動向を注視する必要がある。
 - － 李大統領の任期序盤に高位級の間接点検が予定されており、2025年7月8日までに合意を成立させる予定である。したがって、企業としては、①均衡な貿易関係、②非関税措置、③経済安全保障、④デジタル貿易、⑤原産地、⑥産業的考慮の6つの議題に関する次期政権の協議経過を注視するとともに、あらかじめ対策を講じる必要がある。
 - － 韓米通商交渉の議題には、為替レートや対北協力に関する事項が盛り込まれていないが、米国側が貿易・関税・防衛費分担をひっくるめて交渉を仕掛け、妥結を引き出す可能性も指摘されている。したがって、韓米貿易交渉において対北協力、ドル安への調整などについても結論が出る可能性があり、韓国の造船業界および輸出業界への影響が予想される。
 - － 一方、韓米通商交渉とは別に、トランプ大統領が造船業の再建を国家的課題として強調していることから、韓米間の造船協力拡大による受注増が見込まれる。こうした中、2025年5月22日に米国政府が韓国政府にドル安を求めたことを受け、今後ドル安が加速する可能性も指摘されている。

<2025年韓米通商交渉の主要日程>



○ 米国が提示した非関税障壁に関する議題に新政権がどのようにアプローチし対応するかは、韓国への投資を計画中の外資系（米国）企業にとって大きな問題といえる。

- 米通商代表部（USTR）が2025年3月に公表した最新の「外国貿易障壁報告書（NTE）」では、韓国には米国の製品やサービスの輸出を妨げるさまざまな非関税障壁が存在すると報告されている。その非課税障壁には、30か月未満の牛肉の輸入制限、輸入車への排出ガス規制、グーグルによる精密地図データの国外搬出の制限、薬価制度、武器輸入時の技術移転義務などが含まれており、「交渉による貿易（折衝貿易）」と称される条件付きの貿易慣行も問題視されている。
- また、米国は2025年5月に行われた韓米間の第2回実務者協議において、NTEで指摘された非関税障壁の問題に触れ、韓国側に是正に努めるよう求めた。これを受け、韓国政府は、米国産品の輸入拡大により貿易均衡を図る方針、および朝鮮半島を軸とした戦略的な韓米産業協力の重要性を強調する考えだ。

<NTEに盛り込まれた韓国の非関税障壁>

分野	問題提起の要旨	NTE 原文の抜粋
デジタル貿易	- 位置情報・個人情報の国外移転の制限 - クラウドサービス、データ保存、暗号化などに関連するサーバーのローカライズ要件が外国企業の参入障壁となる。	“Korea’s restrictions on the export of location-based data have led to a competitive disadvantage for international suppliers... Korea is the only significant market in the world that maintains such restrictions...” “The 2011 Personal Information Protection Act (PIPA) imposes restrictions on the transfer of

分野	問題提起の要旨	NTE 原文の抜粋
		personal data outside Korea... These restrictions pose barriers to the cross-border provision of based services that depend on data storage and processing.”
政府調達	- 国内製品の優遇措置、原産地要件や暗号化規定などにより、外国製品の市場アクセスが制限されている。 - NIS（国家情報院）の認証を受けた製品のみ認められており、米国企業は認証取得のための製品開発を余儀なくされる。	“Korea requires network equipment procured by public sector agencies to incorporate encryption functionality certified by the NIS... NIS only certifies encryption modules based on the Korean-developed ARIA and SEED encryption algorithms... This restriction has de facto significantly limited U.S. suppliers’ access to this market...”
農産物の市場アクセス	- GMOに対する承認手続の遅延および過度な資料要求 - 果物・野菜の輸入承認の遅延および手続の不透明性	“Korea’s regulatory system for agricultural biotechnology continues to present challenges... The approval process... is onerous and protracted due to inefficiencies... The Korean Government manages the process across five different agencies, each with its own requirements...”
サービス産業規制	- 法律、会計、医療などの分野における外国企業の市場参入時に現地拠点の設置義務を課すなどの障壁が存在 - 特にデジタルプラットフォームサービスに対する規制は韓国企業を優遇する内容である。	“...discriminatory licensing requirements or regulatory standards, local-presence requirements, and unreasonable restrictions on what services may be offered.”
医薬品価格	- 新薬の健康保険登録や薬価決定におけるプロセスの不透明性・手続面の公正性欠如 - 政府のIPC（革新的製薬会社）認証制度適用の不透明性、外国企業への不利益に対する懸念	“The U.S. pharmaceutical and medical device industries continue to report concerns regarding a lack of transparency in Korea’s pricing and reimbursement policies... Industry has raised similar transparency concerns regarding Korea’s Innovative Pharmaceutical Company (IPC) Accreditation policy...”

※出典：2025 NTE Report

○ とりわけ、韓国が通商交渉において主導権を握るためには、造船業をはじめとする基幹産業の競争力強化が不可欠との指摘もある。こうした中、海運業界が提起した課題への対応を図るべく、政策的支援の拡充が進められる見通しである。

－ 韓国海運協会は2025年4月、▲海運分野における政策開発、▲船舶ファンドに対する減税

措置の復活を通じた民間金融の拡大、▲自国貨物の自国船による運送政策の拡大、▲戦略的安全保障船隊の構成、▲国籍船隊の海外への売却防止を海運産業の競争力強化策として提示

(2) 対日関係

- **トランプ大統領による関税措置および防衛費負担増の圧力を受け、韓米日協力の重要性が一層高まる中、韓日間の共同対応の必要性も増しており、新政権は日本との未来志向的な関係構築に乗り出すとみられている。**
 - － 中国の海軍力増強を念頭に、米国は造船分野において日本と韓国が共同で米国の需要を受注する枠組みを模索しており、今後、両国造船業界による船舶の共同開発が一層拡大する可能性がある。
※ 一例として、ハンファオーシャンと日本のMOL（商船三井）は、新技術を採用したLNG運搬船の開発において協力した実績を持つ。
 - － また、米国が韓国や日本などの同盟国に対し、米国産液化天然ガス（以下「LNG」）の購入を迫る中、両国がLNGを共同調達することで価格交渉力を高める方策を再検討する可能性も高い。

② EUおよび欧州との実質的協力の強化

- **李大統領は大統領選挙においてK-防衛産業を中核産業として育成するビジョンを掲げており、その一環として欧州連合（以下「EU」）および欧州各国との防衛産業協力を強化することが見込まれ、これにより、韓国の防衛産業界に新たなビジネス開拓の機会が生まれる可能性がある。**
- **また、欧州委員会の政策により需要増が見込まれる防衛産業および環境産業（風力、太陽熱、バッテリー水素など）関連の韓国企業にはプラスの影響が予想される。**
 - － 2024年12月より、フォンデアライエン委員長率いる2期目の欧州委員会は、防衛産業の強化、クリーン産業技術の開発および生産能力の強化、デジタル転換を最重要政策と位置付けている。韓国はEUとともに、▲デジタル通商原則、▲グリーンパートナーシップ、▲安

全保障・防衛パートナーシップを推進しており、これらに関連したプロジェクトの受注拡大が期待される。

- ポーランドはロシアと隣接するため国防予算を増強しており、韓国の防衛産業にとって有望な市場となっている。一方で、最近韓国とポーランドの間で武器契約が締結され、これに伴いポーランド向け輸出を支援する金融支援の制限を緩和するため、韓国輸出入銀行法改正案が可決された。
- － 次期議長国でありEU防衛分野の中核国家として浮上するポーランドは、防衛産業における米国および韓国との協力強化を図り、防衛産業事業の支援対象を同盟国企業へ拡大すべきとの立場を示している。

③ 貿易安全保障の取締り体制を確立

- 李大統領は、中国発の迂回輸出および国家中核技術の流出を厳しく取り締まり、サプライチェーンの早期警報システムを一層強化する方向で輸出産業保護政策を継続することが見込まれる。
 - － 米中対立の深刻化に伴い、中国企業が高い関税率を回避するため、韓国を経由して原産地を韓国産と偽り、米国などへ不正な迂回輸出を行う事例が増加。2025年2月から4月に摘発された迂回輸出の規模は300億ウォンに迫る。
 - － 迂回輸出、国家中核技術の流出、サプライチェーンリスク管理は、以前から指摘されてきた事項であり、尹前大統領の在任時にも対策が議論され、早期警報システムが運用¹されていた。李大統領の任期中も、これを踏まえた取締りの強化が継続されるとみられる。
- 特に、供給網安定化委員会が発表した「2025供給網安定化実施計画」と、トランプ米大統領の相互関税発表以降、韓国政府機関が策定した政策方針は、通商における具体的な対応策を示しており、次期政権もこれを基盤に政策を策定するとみられる。

¹ サプライチェーン迅速対応システム常時稼動...早期警報システムを運用（電子新聞、2024年2月26日）

3. 考察および示唆事項

① 国益中心の「実用外交」で周辺4国との外交関係を発展

- ✓ 韓米通商交渉は、新政権の発足に伴い、交渉のスピードやアプローチ、対象範囲において制約を抱えており、迅速な妥結は困難であると考えられます。
- ✓ 前政権は、企業優先主義および国家的な富の創出という観点から、非関税障壁を含む米国の要求に対し、相当部分を受け入れ譲歩する立場をとっていました。これに対し、新政権は、通商交渉において、非関税障壁や防衛費分担金などの議題を切り離して議論する考えを示しており、交渉そのものに構造的な限界が存在します。
- ✓ すなわち、新政権は、主に、韓国国内の特殊事情や農漁民・自営業者・中小企業といった特定階層の利害関係を考慮して政策を打ち出しており、通商交渉のテーブルでは非関税障壁を切り離して個別に交渉する可能性が高いとみられます。その結果、交渉が断片化し、妥結には相当な時間を要する可能性があります。
- ✓ したがって、メタやグーグルといった巨大IT企業の要求については概ね受け入れるものの、防衛費の分担や非関税障壁の撤廃については譲歩しない可能性が高く、経済的側面において相対的に不利な交渉が展開される可能性があります。
- ✓ 一方で、韓国海運協会が提示した課題について、李大統領の在任時に政策が打ち出され実行される場合には、海運業界に次のようなビジネスチャンスが生まれる可能性があります。

<海運業界の各課題に関連するビジネスチャンス>

課題	韓国海運業界のビジネスチャンス
① 海運分野における政策の策定	■ 国籍船の拡大と安定した貨物輸送量の確保 → 韓国籍船関連の会社にとって規模拡大の好機 ■ コンテナ基地の構築および米州港湾ターミナルへの投資 → グローバル海運ネットワークの拡大
② 船舶ファンドの減税復活による民間金融の拡大	■ 税制優遇措置による船舶ファンドの活性化→中・小型船関連の会社に対する民間資金供給の拡大 ■ 環境対応船の建造および高効率船の導入を促進
③ 自国貨物に係る自国船運送政策の拡大	■ 韓国籍船関連の会社に対する税率・運航費の優遇→収益性改善 ■ 韓国籍船の運送シェア拡大 → 内需基盤の強化および新規受注の増加
④ 戦略的安全保障船隊の構成	■ 政府調達船・軍需物資運送船の需要発生→特定船種の造船発注増加 ■ 戦略的船隊を運営する企業が指定された場合、安定した契約基盤が確保される。
⑤ 自国籍船隊の海外への売却防止	■ 外資系企業への売却を防ぎ国籍船を保持→国籍船基盤の船隊ポートフォリオが安定 ■ 政府による買収・支援などを通じた海運分野のM&A戦略活用の可能性拡大

② EUおよび欧州との実質的協力の強化

- ✓ 新政権の発足により、今後もEUおよび欧州各国との防衛産業における協力の強化が予想され、韓国防衛産業のビジネスチャンスにつながる可能性があります。欧州委員会の基幹産業育成政策により需要増が見込まれる防衛・環境対応・デジタル分野では、欧州市場に参入する韓国企業の需要が増加する可能性があります。
- ✓ とりわけ、ポーランドはEU加盟国のうち韓国との防衛産業協力を拡大しているため、ポーランドは有望市場として浮上しており、2024年2月に韓国輸出入銀行法改正案が可決されたことで、防衛産業協力は一層強化されることが期待されます。

③ 貿易安全保障の取組み体制を確立

- ✓ 従来の通商政策および推進計画が李大統領の在任時にも大部分継続される可能性が高く、韓国企業は、次のような従来の政策を活用できると考えられます。

<韓国企業の輸出産業保護政策活用策>

分野	企業の活用策
① サプライチェーン基盤の拡大	- 経済安全保障上の指定品目による国産化戦略および部品内製化の推進 - 公的備蓄制度への参画により自社品目の安定した需要を確保 - サプライチェーン早期警報システム（EWS）の情報連携によるリスク回避戦略の構築
② 通商リスクへの事前対応	- 反ダンピング・報復関税対応資金の活用により輸出の維持費用を削減 - 通商紛争対応コンサルタントや「関税対応バウチャー」の活用 「戦略産業」への指定に伴う貿易調整支援金の申請の検討
③ 金融・保証制度の活用	- 政策金融・特例保証・貿易保険を通じた低金利融資による資金確保 - 危機対応プログラム（金利優遇・保証比率の引き上げなど）を活用した財務の安定化
④ 輸出の多角化およびFTAの活用	- FTAの拡大および「K-博覧会」への参画を通じた新規市場参入の拡大 - 原産地認証制度の活用および原産地基準の事前検討により関税を節減
⑤ 戦略的技術研究開発および設備投資の促進	「先端技術」または「戦略産業」に指定された場合、設備投資への補助金および「ファストトラック」研究開発資金を申請 - 関連の設備投資に対する政策金融および官民共同資金調達を活用

1. 主要公約の概要

【企業環境分野】

① 公正な経済構造の実現（商法改正）

- ✓ 企業のガバナンス改革を通じた一般株主の権益保護
- ✓ 資本取引・損益取引などを悪用した支配株主の私的利益追求行為の根絶
- ✓ 利益のみを得て撤退する不正行為や相場操縦を根絶することによる公正な市場秩序の構築

② 需給環境の改善および流動性の拡大による株式市場の活性化

③ 透明かつ公正なプラットフォーム市場の構築（プラットフォーム法）

【労働分野】

④ 交渉権の保障および中間搾取を防止するため、「真の雇用主」が責任を負う雇用条件・労働環境を構築

⑤ 包括賃金制の禁止などを勤労基準法に明文化

⑥ 公正な労働環境の構築（賃金分布公表制度の導入）

⑦ 週間 4.5 日制の導入推進により労働時間の短縮を支援し、過労死を予防

⑧ 法定定年を 65 歳に段階的に引き上げるべく、2025 年以内に立法および政府の横断的支援策を策定

2. 公約の詳細

① 公正な経済構造の実現（商法改正）

公約	主要内容
企業のガバナンス改革を通じた一般株主の権益保護	- 株主に対する取締役の忠実義務を明文化し、株主全体の利益が考慮されるよう原則を提示 - 一定規模以上の企業に対し、経営陣から独立して牽制機能を担い得る独立社外取締役を一定割合以上選任することを義務化 - 大規模上場会社における監査委員の選任を取締役とは別に独立して選任する「分離選任制度」を段階的に拡大 - 定款によって累積投票制の導入を排除できないよう関連規定を改正し、大規模上場会社における累積投票制の導入を拡大 - 少数の持分による過度な支配力行使が拡大することへの懸念を解消するとともに、経済力の集中を是正
資本取引・損益取引などを悪用した支配株主の私的利益追求行為の根絶	- 上場企業がM&Aを決定する際、公正な価格を適用するために株価・資産価値・収益価値などを考慮 - 物的分割後の子会社上場時における親会社の一般株主に対する新株一定量配分義務を制度化 - 企業買収時に経営権プレミアムを共有し、少額株主の回収機会を保障するための公開買付義務制度を導入 - 株式上場法人と系列会社との間の合併時に一般株主が裁判所に検査人の選任を請求することができる「合併検査人制度」を導入 - 上場会社の自社株を原則消却とする制度について検討 - 不当なインサイダー取引に対する監視および制裁の強化
利益のみを得て撤退する不正行為や相場操縦を根絶することによる公正な市場秩序の構築	- 株価操作など資本市場における不正行為に関する「ワンストライク・アウト制度」の導入 - 上場法人の役職員・主要株主などが短期売買により利益を得た場合、当該法人がその利益の返還を請求することを義務化 - 詐欺・横領・背任など上場法人役員の重要な前科に関する情報の開示義務を段階的に拡大 - 金融会社職員が職務関連の未公開情報を利用する行為などに対する制裁の強化 - 私募ファンド（PEF）・投資組合有限責任会社（LP）に対する適格性審査の強化を検討 - 韓国版フェア・ファンド（公正賠償基金）を導入し、投資家の被害救済を強化

○ 商法改正案は李大統領が提唱する公正な経済実現のための重要な公約であり、李大統領の経済関連法案第1号となる可能性が高い。

- 李大統領および共に民主党は、今年3月に韓惠洙（ハン・ドクス）権限代行による拒否権行使により廃案となった商法改正案を補完し、累積投票制の義務化、監査委員の分離選任の拡大、株主への還元の強化など、従来案よりも内容を強化した法案の立法を推進するものとみられる。
- 商法改正に関する公約は、1400万人を超える少額株主を対象としたものであり、法案が及ぼす社会への影響は大きく、李大統領の提唱する公正な経済を実現するための政策を大きく反映した内容であることから、大統領および与党の経済関連法案第1号となる可能性が高い。
- 商法改正案は、上場企業のみならず、非上場企業をも含む約100万社の法人に適用されることから、経済界からは、経営権が過度に脅かされるおそれがあるとの懸念の声が上がっている。
- しかしながら、李大統領は、経済団体との懇談会の場でも本改正案推進に対する強い意気込みを語っており、また別の公約である「KOSPI 5000時代」の到来を実現するためにも商法の改正が必要であることを強調しているため、改正案が修正される可能性は低いと考えられる。

○ 商法改正案が可決された場合、企業は法的リスクが増大し、ガバナンス構造の再編を迫られたり、M&Aコストが増加するなどの問題が予想されるため、対応策を講じる必要がある。

- 商法改正は、李大統領が掲げる公正な経済実現のための法的根拠づくりといえ、短期的には企業の法的リスクの増加を招き、その他にもガバナンス構造の再編、資本金などの財務戦略の見直し、さらには研究開発投資などの減少によるイノベーション能力の低下を招くなど、経営面の負担増が予想される。
- 企業としては、ガバナンス構造の見直しや、政府の支援政策に係る技術革新への投資の拡大、法的リスクに対応する管理体制の強化などを通じて新たな経営環境に備える必要がある。

<商法改正に対する企業の対応策>

区分	主な対応策
ガバナンス構造の見直し	■ 少額株主の取締役進出に備え、あらかじめ取締役会の構成を多様化
株主との積極的なコミュニケーション	■ 累積投票制に備えて定期的にIRを実施したり、配当方針を公表するなど、少額株主への説得戦略を講じる。 ■ ESG経営の強化により長期的に株主から信頼を得られるよう取り組む。
法的リスク管理体制の整備	■ 取締役の忠実義務違反を予見するためのコンプライアンス・プログラムを導入 ■ 背任罪訴訟に対応するために専任の法務チームを編成またはリーガルアドバイザーを積極的に活用
財務戦略の転換	■ 自社株の消却義務化に備え、有償減資および配当方針を見直し ■ 合併・分割時における企業価値評価モデルの標準化により、紛争の発生を事前に予防
技術・イノベーション投資	■ 政府のインセンティブ政策に関係する研究開発投資を拡大し、株主還元プレッシャーを軽減

- その他、▲資本取引や損益取引などを悪用した支配株主による私的利益追求行為の根絶や、▲利益のみを得て撤退する不正行為や株価操作の根絶による公正な市場秩序の確立は、商法改正と同様の趣旨の公約であり、いずれも公正な経済実現のための政策といえる。

② 需給環境の改善および流動性の拡大による株式市場の活性化

- 李大統領は、MSCIコクサイ・インデックスの先進国入りを果たすことで株式市場に流動性をもたらし、KOSPI 5000を達成することを公約として掲げている。
 - － MSCIコクサイ・インデックスは、グローバル投資の際のベンチマークとして最も有名なインデックスシリーズであり、インデックスの主な分類として、▲先進国（Developed Market, DM） ▲新興国（Emerging Market, EM） ▲フロンティア（Frontier Market, FM）がある。
 - － 現在、韓国はMSCIの新興国（Emerging）に分類されており、同分類の指数を追う資金規模は約2兆ドル（約288兆円）にとどまっているが、先進国指数に組入されると、約12兆ドル（約1,700兆円）規模となり、そのうち、約2兆700億円～7兆1,300億円に相当する海外の投資資金が韓国の資本市場に新たに流入すると推計されている。
 - － さらに、株式バリュエーション（PER）の上昇により株価の変動も安定し、それにより国内外のショック時にも安定した収益を生み出すことが見込まれている。
- MSCI先進国指数への組入により海外資金の流入および株式市場の安定性は確保されるが、短期的には為替レート・株価の変動性の拡大、外国資金の一時的な流出などリスクを伴う可能性もある。

③ 透明かつ公正なプラットフォーム市場の構築（プラットフォーム法）

- 共に民主党は、企業と小規模事業者の共存・共栄策として、プラットフォーム事業者の独占的地位の濫用を防ぐプラットフォーム法の立法に取り組んでいる。
 - － 共に民主党が提案するプラットフォーム規制は、EUのデジタル市場法（DMA）と同様に、市場秩序に影響を及ぼし得る「特定の仲介型プラットフォーム事業者²」を指定してあらかじめ規制することを原則としており、第21代国会に続き、第22代国会でも同様の法案が提出されている。
 - － また、大規模な仲介型プラットフォーム事業者による自社優遇、抱き合わせ販売、最恵待遇の要求、マルチホーミングの制限など、出店事業者に対する不公正行為を規制すること

² EUのDMAで指定されている Gatekeeper と同様の概念

により、立場の弱い出店事業者（その大半が小規模事業者）および消費者を保護する規制も主要内容に盛り込まれている。

<プラットフォーム法（仮称）の主要内容>

区分	主要内容
市場支配的事業者 事前指定制度の導入	公正取引委員会が売上、取引額、市場占有率、月平均利用者数などを基準に市場支配的プラットフォーム事業者を事前に指定できるようにする。
不公正行為の規制強化 （優越的地位の利用を 規制）	あらかじめ指定された市場支配的プラットフォーム事業者による▲自社優遇（自社の商品・サービスを検索結果で優先的に表示）▲抱き合わせ販売 ▲最恵待遇の要求（出店事業者に対して他のプラットフォームよりも有利な条件の要求）▲マルチホーミングの制限（他のプラットフォームへの同時出店の制限）などの不公正行為に対して是正命令を出し、違反行為の立証責任はプラットフォーム事業者に負わせることとする。
出店企業の権益保護 および団体構成権の保障	プラットフォームに出店した事業者が団体を結成し、取引条件の協議を求める権利を持つようにし、労働組合と類似した団体交渉権を保障

※出典：マスコミ報道を総合

○ プラットフォーム法の推進とともに、国内ネットワーク利用料の支払いを義務付ける法案、アプリ内課金の強制を禁止する法の補完立法など、グローバル・テック・コンテンツ企業に対する規制も推進される可能性がある。

- SKブロードバンドとNetflixの合意により一旦保留となったネットワーク利用料の支払いを義務付ける法案が推進される可能性がある。同法案は、トランプ米大統領による「ネット中立性」規則の撤廃が立法推進の後押しとなり得る。
- 公正なネットワーク利用に関する契約が制度化すれば、韓国で新規事業を開始しようとする外資系コンテンツ企業にとっては新たなハードルになることが予想される。
- アプリ内課金の強制を禁止する法もGoogle、Appleなどのグローバル大手テック企業が法の抜け穴をかいくぐり回避しているため、これを防ぐための立法が推進される可能性もある。

④ 交渉権の保障および中間搾取を防止するため、「真の雇用主」が責任を負う雇用条件・労働環境を構築（黄色い封筒法）

○ いわゆる「黄色い封筒法」は、李大統領の主要な労働公約の一つであり、与党は企業側の懸念を考慮しつつ、あらためて立法を推進するとみられている。

- － 労働組合法第2条・第3条の改正案である、いわゆる「黄色い封筒法」は、李大統領がその必要性を繰り返し訴えてきた主要公約であり、企業に最も大きな影響を与える法案の一つとされている。
- － 同法案は、労働契約関係における「使用者」の範囲および「労働争議の対象範囲」を拡大し、争議行為によって発生した損害の賠償責任の範囲を制限することを主要内容としており、労働者の権利を保護しつつ、争議行為に伴う過度な損害賠償請求を制限することを目的としている。しかしながら、違法ストライキの助長や企業の経営活動の萎縮、財産権の侵害といった懸念が指摘され、第21代および第22代国会において可決された同法案は、いずれも再議要求権の行使により成立が見送られた経緯がある。

<黄色い封筒法の主要内容>

分野	主要内容
使用者範囲の拡大	■ 労働契約締結の当事者でなくても労働者の労働条件に実質的かつ具体的な支配・決定権のある者を使用者として認定
労働争議対象の拡大	■ 使用者による不当労働行為や団体協約の不履行を理由とするストライキも合法とする。
損害賠償責任の制限	■ 損害賠償責任については、帰責事由や損害への寄与率によって個別に責任の範囲を定め、争議行為による損害については身元保証人の賠償責任を免除

※出典：国会法案情報システム

- － 黄色い封筒法は、最近の景気低迷や内需不振といった企業を取り巻く環境の悪化を背景に、立法のタイミングが多少調整される可能性はあるものの、最終的には高い確率で成立する見通しである。これに備え、企業としては、①実質的な支配権に関する法的対応、②社内制度の点検および見直し、③労使が共存・共栄する企業文化の構築などにより対策を講じる必要がある。

⑤ 包括賃金制の禁止などを勤労基準法に明文化

- 包括賃金制とは、労働契約の締結時に時間外・深夜・休日労働などに対する手当を個別に算定せず、あらかじめ定めて賃金に含め、一括して支給する制度である。
 - － 包括賃金制は法令に明示された制度ではないが、これまで大法院（日本の最高裁に相当）の判例や慣行によりその効力が認められ、実務上広く用いられてきた制度であり、特に労働時間の把握が困難な監視や取締り、出張や外勤の多い営業、研究開発や創作などを行う職種に用いられてきた。
 - － 包括賃金制は、勤労基準法（日本の労基法に相当）第17条（労働条件の明示）、第56条（時間外・深夜・休日労働の割増賃金）と直接関係するものであり、大法院も包括賃金制の濫用を制限し、実際の労働時間に応じた賃金を支払うべきとの立場を示している（大法院判例（2018ダ231812）など）。
 - － 包括賃金制は、人件費管理の効率性や労働環境の柔軟性などの面で利点がある一方、明確な法的根拠に乏しく、不透明な賃金体系や長時間労働の助長など、労働者の権益を侵害するおそれがあるため、これまで労使間の大きな対立要因となっていた。
- 包括賃金制の廃止については、企業運営の硬直化や労働者の実質所得の減少といったマイナスの影響も懸念されるため、産業全体への一律的な禁止ではなく、段階的に適用される可能性が高い。
 - － 包括賃金制には、給与管理の効率性、給与計算にかかる事務負担の軽減、人件費の予測可能性、柔軟な労働時間の形成といった利点があり、労働者にはあらかじめ合意した賃金体系により時間外手当が支給されるため、未払いをめぐる紛争を予防する効果もある。
 - － 一方で、包括賃金制を廃止すると、実際の労働時間と賃金との乖離や時間外手当の未払いなどを原因とする労使紛争が発生する可能性もあり、労使それぞれの立場や解釈によって評価が分かれる政策でもある。

⑥ 公正な労働環境の構築（賃金分布公表制度）

- 李大統領の公正な労働環境に関する公約は、「賃金分布公表制度」の導入を基盤とし、究極には「同一価値労働同一賃金」の構造を目指している。
 - － 李大統領が提唱する「賃金分布公表制度」は、同一価値労働同一賃金の原則を制度的に後押しするための基盤整備を目的としており、性別だけでなく、職級、職務、勤続年数などによる賃金格差の問題点を明らかにし、不合理な差別を解消するための基礎的な取り組みといえる。
 - － なおこれは、下請け・請負企業の基本的な労働条件を保障し、元請との間にある労働の不均衡を是正し、元請と同等の価値の労働を行う下請労働者に対して同一の賃金を支給することを目的としている点で、李大統領が提唱する「公正な経済」の実現に関連する政策ともいえる。
- 過去の政権でも「男女間賃金格差公表制度」が国政課題として推進されたが、制度として定着するには至らず、今回の「賃金分布公表制度」も全面的な導入は容易ではないとみられている。
 - － 李大統領が提唱する「賃金分布公表制度」は大企業と中小企業間、地域間の賃金格差を是正し、非正規職や女性に対する差別を解消するための基盤づくりといえるが、賃金分布の公表は企業側の負担が大きく、各企業の賃金支払能力の差が考慮されずに賃金体系が分析される可能性もある。また、一部企業では人件費負担が増し、元請の下請費用の増加により大企業と中小企業の共存共栄に悪影響を及ぼすおそれがある。

⑦ 週4.5日制の推進により労働時間の短縮を支援および過労死を予防

- 李大統領が掲げる週4.5日制の公約は、実質的な労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの改善、過労死の予防を目指すものであり、段階的な導入、政府支援、賃金保障などを主要内容とする。
 - － 李大統領が掲げる週4.5日制の公約は「賃金損失のない労働時間の短縮」による韓国社会の労働時間短縮を目指し、2030年までに韓国の年間労働時間（1872時間）をOECD平均（1742時間）以下に引き下げると宣言したものである。
- 週4.5日制が社会の重要な課題として取り上げられたことには大きな意義があるものの、労働時間の短縮だけでなく、労働生産性の向上が伴わなければ、広く社会の合意を得るのは困難とみられる。
 - － 長時間労働による過労死の問題を解消する方策として提唱された週4.5日制（あるいは週4日制）は、かつては非現実的な選挙スローガンとの認識であったが、現在は世論の高い支持³を得ており、保守政党の政策公約としても取り上げられるなど、社会の重要な課題として認識されつつある。
 - － 労働界が週4.5日制（週4日制）を労働界の重要議題として掲げている一方で、経済界は、生産性の低下や仕事への集中力の低下、中小企業における人材不足などによって、韓国企業のグローバル競争力が損なわれることを懸念しており、柔軟な労働時間運用のための労使の選択権の保障を求めている。
 - － 実際、韓国の労働生産性⁴は1時間当たり51.0ドルで、米国（83.6ドル）、ドイツ（83.3ドル）などの先進国と比べて低水準である。賃金の損失を伴わずに労働時間を短縮するためには、生産性の向上が不可欠であり、週4.5日制の社会への定着は生産性の向上ありきといえる。

³ 週4.5日制導入の必要性について、回答者の58.1%が「必要」と答えており、労働時間を週36時間に短縮する方案および延長労働時間の上限を52時間から48時間に減らす方案についても、それぞれ66.8%、68.9%の高い支持率を得ている（グローバルリサーチ、2025年2月10日～2月17日実施）。

⁴ 労働生産性＝一人当たりの国内総生産（GDP）を労働時間で除した値を基準

⑧ 法定定年を65歳に段階的に引き上げるべく、2025年内に立法および政府の横断的支援策を策定

- 李大統領は高齢化の進行および国民年金の受給開始年齢の引き上げに対応するため、「65歳定年の法制化」を推進すると表明した。
 - － 定年延長が若年層の雇用に悪影響を及ぼすおそれがあるとの懸念の声も少なくないが、これに対し大統領は、「若年層の雇用と定年の延長による雇用は必ずしも一致しない」とし、定年の延長は一方的に進めるのではなく、労使間および世代間における十分な合意のもとで推進する方針であることを強調している。
- 定年延長は、平均寿命の伸長に伴い「働ける高齢者」が増加したことで、OECD主要国でも重要な政策議題となっている。
 - － 日本、フランス、米国、英国などのOECD主要国では、高齢化および「働ける高齢者」人口の増加によりすでに段階的定年延長を推進しており、一部の国では定年制度自体を廃止している例もみられる。
 - － これは、労働者が労働市場から早期に退出することで生産年齢人口が減少し、同時に国家の扶養負担が増大するため、定年延長または廃止によりこれを補おうとするものである。
- 社会的コストを勘案すると、定年延長は避けられない流れといえるが、企業の負担や若年層の雇用不安などを考慮すると、社会の理解を得ながら時間をかけて段階的に実施される可能性が最も高いと考えられる。
 - － 韓国は世界で最も速い速度で高齢化が進行しており、昨年12月末には65歳以上の人口が全人口の20%を超え、超高齢社会に突入した。
 - － これにより、生産年齢人口（15～64歳）100人が扶養すべき高齢者の数は、2020年の21.8人から2030年には38.6人に急増する見込みであり、2040年には現在の約2倍にあたる60.5人に達すると予想されている。これは高齢者関連の政策予算の増加により若年世代の負担へとつながり、生産年齢人口の減少により国家競争力の低下にもつながるおそれがある。
 - － 労働界が年金受給開始年齢の引き上げに合わせて法的定年を65歳に段階的に延長する案を提示する一方で、経済界は定年延長による企業の人件費負担⁵を懸念し、現行の定年制度を

⁵ 韓国経営者総協会（KEF）は、定年を65歳に引き上げた場合、韓国企業が新たに負担することになる人件費は、就職を控える若年層約90万人以上を新たに雇用できる、年間30兆2千億ウォンにのぼると推計している。

維持しつつ賃金体系を見直して再雇用する「定年後再雇用」方式の導入を求めている。

3. 考察および示唆事項

① 公正な経済構造の実現（商法改正）

- ✓ 商法改正は、李大統領が掲げる公正な経済実現のための法的根拠づくりといえ、新政権の「第1号立法」は、前大統領による非常戒厳の真相究明や尹氏の妻・金建希（キム・ゴニ）氏、明太均（ミョン・テギョン）氏などの前政権に關係する権力型腐敗疑惑を捜査するための「特別檢察官法」になるとみられますが、経済関連の第1号立法としては、商法改正案が最有力視されています。
- ✓ 共に民主党は、尹前大統領が再議要求権を行使して廃案となった商法改正案を一層強化した形で再び推進する方針であり、大統領の再議要求権は実質的に機能しないため、与党案がそのまま可決される可能性が高いといえます。
- ✓ 商法改正後、少額株主の株式買取請求権や独立社外取締役選任制度、監査委員分離選任の拡大ペースなどについては、経済界との対話を通じて方向性が定まる見通しであり、企業側はこうした動きへの備えが必要となります。

② 需給環境の改善および流動性の拡大による株式市場の活性化（MSCI先進国指数への組入）

- ✓ MSCI先進国指数への組入を実現するには、オフショア外国為替市場の開設、市場開放度の拡大、空売り規制の見直し、外国人投資家の口座開設の自由度の向上などが必要であり、これらの措置は、海外投資家の流入を促すポジティブ要因となる可能性があります。

③ 透明かつ公正なプラットフォーム市場の構築（プラットフォーム法）

- ✓ 公正な経済および小規模事業者保護を掲げる公約に基づき、大手プラットフォーム事業者に対する規制の強化が政府・与党により本格化するとみられます。ただし、米国の政府および議会の強い反発が予想され、同法案が韓米通商摩擦の最大の要因となる懸念があり、これは立法の最大の障壁となる可能性があります。

④ 交渉権の保障および中間搾取を防止するため、「真の雇用者」が責任を負う雇用条件・労働環境を構築（黄色い封筒法）

- ✓ 黄色い封筒法は、立法過程において経済界・学界・労働界の対立や混乱を招くおそれがありますが、新政権は韓国労働組合総連盟との政策連携などを通じて労働界に配慮しながら政策を実行していくことが予想され、本法案成立の可能性は高いとみられています。

⑤ 包括賃金制の禁止などを勤労基準法に明文化

- ✓ 包括賃金制は法令に明示された制度ではありませんが、これまで大法院判例によって限定的に認められており、労働者にとっても、労働契約書や就業規則に明記された基準に基づき賃金を受け取れるメリットのある制度です。
- ✓ 大法院判例は、賃金の算定が困難な場合に限り包括賃金制を例外的に認め、黙示的な合意については容易に認めないなど、その有効性要件を厳格に適用しており、労働者保護を重視していることから、制度が一定のバランスのもとで定着しているとの見方もあります。

⑥ 公正な労働環境の構築（賃金分布公表制度）

- ✓ 賃金分布公表制度の公約では、職級、勤続年数、職務など、より広範なデータの収集を目指していますが、企業側の前向きな協力と予算の確保が伴わなければ、企業全体における正確な調査の実施は困難と考えられます。

⑦ 週間4.5日制の推進により労働時間の短縮を支援および過労死を予防

- ✓ 李大統領は主要経済団体の代表者との懇談会において、「戒厳令のようなやり方で週4.5日制を導入するつもりはない」と述べており、これは週4.5日制が韓国企業のグローバル競争力を損なう可能性を認識した上で、制度の導入にあたり、企業に適応のための時間を与える意向を示したものと解釈されています。
- ✓ すなわち、一律的に制度を導入するのではなく、週4.5日制に関する支援予算の編成 → 参加企業の募集 → パイロットテスト → 結果の分析といった段階的・部分的な導入を経て効果を検証した後、業種別・職種別に長期的かつ段階的な導入が進められる可能性が高いと考えられます。
- ✓ 企業側も、週4.5日制への対応として、業務プロセスの見直しやAI・ロボットの導入など、労働時間を短縮しても生産性を維持できる方策を講じる必要があります。

⑧ 法定定年を65歳に段階的に引き上げるべく、2025年内に立法および政府の横断的支援策を策定

- ✓ 定年延長は、超高齢社会への突入、生産年齢人口の減少、高齢者扶養の負担、定年退職と年金受給開始年齢のギャップによる老後の貧困といった社会問題を解決するためには避けては通れない課題となっています。
- ✓ ただし、定年延長は世代間や企業・労働者間で利害関係が異なるため、一気に引き上げることは容易ではありません。例えば、フランスでは8年かけて毎年3か月ずつ、トータル2歳の延長を段階的に実施しました。ドイツでも同様の方法で20年かけて2歳、また日本では2023年から2031年にかけて隔年で1歳ずつ、計5歳を延長するなど、社会への打撃を最小限に抑えるべく、長期にわたり段階的に実施されています。
- ✓ 李政権も、法定定年を一律的に延長するのではなく、60歳以上の労働者の雇用形態、若年層との雇用分離、年金受給開始年齢との整合性などを考慮し、社会的な合意形成を経た上で、極めて長期にわたり定年を段階的に引き上げる可能性が高いと考えられます。

1. 主要公約の概要

【デジタル資産分野】

① デジタル資産ハブの育成

- ✓ デジタル資産のエコシステムの整備による産業育成の基盤構築
- ✓ 暗号資産・関連商品に関する制度整備および安全な投資機会の保障
- ✓ トークン証券の早期法制化による多様な事業機会の創出

【家計・小規模事業者分野】

② 金融消費者保護強化のための制度改善（金融関連の政府組織の再編）

2. 公約の詳細

① デジタル資産ハブの育成

- 最近、デジタル資産関連の投資拡大やトランプ政権の育成政策などが注目を集める中、李大統領は、▲デジタル資産委員会の発足、▲デジタル資産の現物型上場投資信託（ETF）の導入、▲ウォン建てステーブルコインの発行などを主要公約に掲げている。
- － 共に民主党は、選挙対策委員会傘下のデジタル資産委員会を発足させ⁶、「デジタル資産基本法」の制定と、ステーブルコインやトークン証券発行（STO）などに関する制度の方向性について協議を進めている。

<デジタル資産基本法（案）の主要内容>

区分	主要内容
デジタル資産の定義	ブロックチェーンベースの経済的価値を持つ電子記録（デジタル資産）
業権分類	発行者、取引所、保管業者など業態別に区分
ICOの許可	一定の要件を満たす場合に許可（発行届出書の提出など）
ステーブルコインの認可制	①金融委員会の認可 ②最低50億ウォンの準備金
上場審査委員会	デジタル資産産業協会の下に審査機関を設置
デジタル資産委員会	金融委の傘下に官民合同の審議・議決機関を設置

※出典：閔炳徳（ミン・ピョンドク）議員室

- 李大統領は、若年層の資産形成支援の一環として、デジタル資産の現物型ETFの導入を提案し、▲デジタル資産取引手数料の引き下げ、▲機関投資家や国民年金による直接投資の容認などを通じて、投資の活性化に貢献すると公約している。
- － 一方で金融当局は、デジタル資産のリスクが金融システムへ波及する懸念があり、デジタル資産の価格変動が金融市場の安定性や金融機関の健全性に影響を与える可能性があるとして、デジタル資産の現物型ETFの導入には慎重な姿勢を示している。
- － そもそも政府は2017年に「仮想通貨に関する緊急対策」を通じて、制度上、金融機関による仮想通貨の保有・買い入れ・担保取得・持分投資を禁止した経緯があるが、2025年3月より、市場活性化の観点からデジタル資産の現物型ETF導入の検討が進められている。加

⁶ デジタル資産委員会は、デジタル基本法制定分科会、利用者保護分科会、デジタル資産成長分科会、対外協力分科会からなる。

えて、大統領候補らが相次いで公約として掲げたことから、関連政策の推進が今後一層加速するとされている。

② 金融消費者保護強化のための制度改善（金融関連の政府組織の再編）

- 李大統領は大統領選挙序盤から企画財政部と金融監督体制の再編を積極的に検討しており、その際に金融委員会と金融監督院の組織再編についても併せて議論している。
- － 大統領候補に正式に確定した4月27日、李氏は「経済政策の企画に加えて財政までも掌握し、政府省庁の殿役を演じているとの指摘が多数なされている」ことに言及
- － 企画財政部の予算機能を分離する内容を骨子とした政府組織法改正案が発議されており⁷、企画財政部を2つの機関に分離し、▲企画予算機関を大統領または総理直属の機関とし、▲財政経済部は金融委員会の産業政策機能と統合する案が有力視されている。
- － 金融委員会の金融産業政策機能は財政経済部の国際金融政策機能と統合する案が有力であり、金融監督機能については、金融監督委員会という新たな組織を新設する案が議論されており、関連して、今後、▲（第1案）金融監督院を金融監督院と金融消費者保護院に二元化、▲（第2案）市場健全性の管理機能と市場監督機能を分離し、二元化体制、▲（第3案）金融監督委員長が金融監督院長を兼任し、さらに金融監督院と金融消費者保護院を分離するなどの案が議論される可能性がある。
- － 金融監督機能再編案のうち、第1案が採択される可能性が最も高いと判断されるが、第2案が最も望ましい案であると考えられる。ただし、健全性管理機能を市場監督院の機能から分離させることに対する組織の反発や、その機能の分析が困難であるため組織再編に時間を要する可能性がある。また、第3案は金融監督院長に過剰な権力が付与され、民間監督機関である金融監督院が金融監督委員会の機能を吸収するという制度上不自然な構造となるため、実現は困難と考えられる。
- － 5月22日、民主党選対委関係者は「現在公約集に組織再編は盛り込まれていない」と説明したが、李大統領は企画財政部の再編など大々的な組織再編に対する強い意気込みを示してきたため、今後共に民主党の重要課題とされる可能性が高い。

⁷ 【2209646】政府組織法一部改正法案（許成武（ホ・ソンム）議員など10名）は企画予算部を新設して別の行政機関に機能を分離するものであり、【2209669】政府組織法一部改正法案（呉奇炯（オ・ギヒョン）議員など11名）は国務総理直属の企画予算機関を新設して予算機能を担わせることを骨子とする。

3. 考察および示唆事項

① デジタル資産のエコシステムの整備

- ✓ デジタル資産基本法の年内制定を目指す李政権は、同法案に基づく「デジタル資産委員会」の発足およびデジタル資産のエコシステム全体の制度化に向けた議論を本格化させる見通しであり、今後、デジタル資産が主要資産の枠組みに組み込まれるようその基盤整備が進められると考えられます。
- ✓ また、デジタル資産の現物型上場投資信託（ETF）の導入については、投資の利便性向上や国民年金などの機関投資家による投資対象の拡大につながるとの期待も高まっています。一方で金融当局は、金融市場の安定性および健全性への影響を考慮して慎重な姿勢を示しているため、まずは関連法令の改正や制度整備を優先的に進めていくことが予想されます。

② 金融消費者保護強化のための制度改善（金融関連の政府組織の再編）

- ✓ 企画財政部は、今後、予算編成機能を分離し、為替政策や国債発行規模、短期借入金の管理など、純粋な金融政策に特化した役割にシフトするとみられています。一方、金融委員会と金融監督院の両機関は統合され、監督機能に集中することで、金融監督の高度化と機能強化が進むと見込まれています。
- ✓ このような金融監督機能の強化は、金融産業がこれまで小規模事業者や消費者保護に十分対応してこなかったことを背景としています。例えば、金融事故が発生した場合、共に民主党は原則として投資被害者を保護すべきとの認識が強く、一方、国民の力は投資家個人のリスク負担を重視する傾向があり、投資者保護に対する考え方には政党間で温度差がありました。
- ✓ もっとも、新政権がすぐに政府組織の再編を進めるのは難しいとみられており、大統領選挙が早期に行われたため、引継ぎ委員会の活動がないまま検挙の翌日に大統領に就任しており、直ちに担当の政府機関にメスを入れるのは現実的に困難といえます。経済担当の副総理が空席であること、および人事聴聞会のスケジュールなどを考慮すると、就任から少なくとも2か月程度は組織再編の具体化が難しく、一定の準備期間が必要であると考えられます。

1. 主要公約の概要

【半導体分野】

① 半導体特別法の早期制定

② 半導体国内生産に対する税額控除制度の導入

- ✓ 主力製造業の競争力を強化するため、「戦略産業国内生産促進税制」を導入

【AI 分野】

③ AI 共同投資基金の創設（国民ファンド）

- ✓ 国家先端戦略産業に対する資金供給を拡大し、国際的な技術競争力を強化

④ 国家 AI データ集積クラスターの構築

- ✓ 「人工知能大転換（AX-AI Transformation）」による AI 三大強国への飛躍
- ✓ AI 時代・次世代先端技術の開発および投資の強化
- ✓ 世界最強の AI インフラの構築

⑤ 「みんなの AI プロジェクト」および規制の特例

- ✓ 国民誰もが容易かつ便利に AI を利用できる国づくり
- ✓ 規制を見直し、対立の解消を経てスタートアップ・エコシステムを構築
- ✓ データを容易かつ安全に活用するための法制度の整備

⑥ クラウドサービスの活性化

- ✓ 公共クラウドの国内民間クラウドへの転換を推進
- ✓ 中小・ベンチャー企業による安全かつ経済的なクラウドへの移行促進を支援

2. 公約の詳細

① 半導体特別法の早期制定

- 半導体産業の競争力強化と支援を通じて持続可能な成長基盤を構築し、国家および経済の安全保障、国民経済の発展を目的とする半導体特別法の早期制定が予定されている。
 - － 共に民主党は、4月17日の臨時本会議において半導体特別法をファストトラック案件に指定⁸した。同法の内容は、▲国家半導体委員会の設置、▲電力・用水・道路などの基盤・インフラを政府が責任を持って整備、▲RE100インフラの支援、▲半導体産業支援基金の創設および地域共生協力事業の推進などである。
 - － ただし、週52時間制の例外を認める（ホワイトカラー・エグゼンプション）条項が盛り込まれておらず、今後、国民の力との政策対立は避けられないとみられる。
- 半導体特別法の早期制定に関する公約は、「国内生産に対する税額控除」、「龍仁（ヨンイン）半導体クラスターの迅速な整備」、「半導体R&D人材の育成」などの公約と連動する中核的な公約と位置付けられる。
 - － 李大統領は、大統領直属の「半導体産業競争力強化委員会（以下「半導体委員会」）」を新設し、半導体関連の競争力確保に向けた政策立案や、半導体産業発展クラスターの指定・審査などの役割および権限を付与する計画である。
 - － また、半導体産業発展クラスター整備事業には、地域の均衡のとれた発展を考慮し、非首都圏優先支援政策や、政府および地方自治体によるクラスター運営・支援予算の優先配分政策と連動する。
 - － 半導体特別法は、半導体産業の競争力強化および維持を目的として半導体産業特別会計を設置・運用し、最近の米国関税措置により被害を受けている半導体関連企業に対して税制上優遇措置（最大10%減税）を講じるものである。

⁸ 「国会、半導体特別法・銀行法を『ファストトラック』案件に指定」（連合インフォマックス、2025年4月17日）

② 半導体国内生産に対する税額控除制度の導入

○ 李大統領は、大統領候補であった4月28日に第1号公約として「半導体生産税額控除（最大10%控除）」を掲げ、国内製造業を支援し、米国の関税措置の影響を克服するための計画を発表した。

- － 既存の国家戦略技術に対する税制上の優遇措置は、投資額を基準としたもののみであったが、共に民主党を中心に、半導体などの国家戦略産業製品の国内生産・販売分に対する法人税の減免を内容とする租税特例制限法改正案が発議された。

<半導体の税額控除方式比較>

区分	2025年2月改正税法	大統領候補当時の李氏の公約
控除方式	■ 投資額を基準とした税額控除	■ 生産額を基準とした税額控除
対象	■ 半導体施設投資	■ 国内生産・販売の半導体
控除率	■ 大・中堅企業20%、中小企業30%	■ 最大10%
特徴	■ 既存の投資税額控除を強化（2024年改正税法比5%引き上げ）	■ 国内初の導入を試み

※出典：企画財政部発表資料および第21代大統領候補公約集

- － 半導体の国内生産に対する税額控除の公約は、国内で生産・販売される半導体の生産額を基準に税額控除を行う方式であり、自国の製造業を育て、直接的に支援する仕組みであるという点において、米国のインフレ抑制法（IRA）と類似している。サムスン電子やSKハイニックスが享受できる税制上の恩恵は、総額約9兆ウォンにのぼるとみられている。
- － 半導体の国内生産に対する税額控除は、国内の材料・部品・装置メーカーの生産および研究開発を促進し、産業エコシステムを強固に維持するための直接的な税制支援であり、価格競争力を確保するとともに、企業の利益を研究開発などに再投資し、技術力を高める好循環の実現が期待される。

③ AI共同投資基金の創設（国民ファンド）

- 政府は、国家の中核戦略産業であるAIの呼び水役として、AI投資100兆ウォン時代を切り開き、国民と民間企業が共同で参加する国富ファンドを創設する計画である。
- － 李大統領のAI100兆国富ファンドは、▲GPU5万台の確保、▲NPU開発支援、▲韓国版ChatGPTプロジェクト、▲AI人材育成などのインフラの構築およびAI関連の公約実現に向けた課題である。
- － TSMCなどの海外における成功事例や、米国が戦略産業の育成を目的として推進する国富ファンドの事例を参考に、韓国が国内製造業基盤の輸出国からAI強国へと飛躍するため、国民と民間企業が共同で出資するAI国富ファンドの創設を計画している。

④ 国家AIデータ集積クラスターの構築

- 李大統領は、政府主導のもとでデータや人材、インフラなどのリソースを確保し、民間の努力だけでは克服できない課題を解決することにより、AI三大強国入りを果たすという大きな目標を掲げている。
- － 李大統領が大統領選挙で掲げた公約やSNSなどで公表したAI関連の公約には、▲グローバルAI共同投資基金の創設、▲GPU（グラフィック処理装置）5万台以上確保、▲AI人材の育成、▲AIのためのSTEM（Science、Technology、Engineering、Mathematics）教育の強化、▲AI関連規制の合理的見直し、▲全国民への「韓国版ChatGPTの普及」などが含まれている。
- 国家AIデータ集積クラスターの構築に向けて、高性能GPU5万台以上の確保およびAI専用NPUの開発を進め、これらを今後建設される大規模AIデータセンターで利用する計画である。
- － 国家AIデータ集積クラスターの構築は、国レベルのデータおよびコンピューティングリソースを集積・共有し、国内のAI企業、研究機関、スタートアップ企業が国際的競争力を高められるよう支援していく。
- － AIのインフラを集約させ、いわゆる「AIの高速道路」のようなデータ・演算インフラを構築し、革新的なAIサービスや技術の開発を促進する。また、クラスターを中心に、AI専門

人材の育成、データ活用の促進、各産業のAIとの融合、規制の特例適用など、AIエコシステム活性化のための政策も並行して推進する。

⑤ 「みんなのAIプロジェクト」および規制の特例

- 「みんなのAIプロジェクト」は、国民誰もがChatGPTなど先進国レベルのAIサービスを無料で利用できるようにすることを主な目的としており、AI規制の特例に関する公約は、AI融合型産業の活性化を図ることを目的としている⁹。
 - － 同プロジェクトの特徴は、AI技術の大衆的な普及とアクセス性の向上を目指し、国が直接AIのインフラやサービスを提供するという点である。「みんなのAI」は、単なる技術提供にとどまらず、国民一人ひとりがAIを日常的に活用できる環境を整備する政策である。
 - － AI・データ産業の発展を妨げる既存の規制を緩和または適用を猶予し、新技術および新産業の成長を後押しする政策であり、▲AI規制サンドボックス、▲特区指定、▲データ活用に関する規制緩和などが含まれている。
- AI技術の大衆的な普及とアクセス性の向上、デジタル格差の解消、国民の生活の質向上に焦点を当て、国が直接AIのインフラやサービスを提供することで、国民誰もがAIを日常的に活用できる環境に整えられるとの期待がある。
 - － みんなのAIは、全国民がAIを無料で活用すればデータの蓄積が加速し、産業融合・新産業の創出・生産性の革新などを通じた国家競争力の強化につながる。また、金融・健康・食糧・災害など、国民の暮らしに関わる様々なリスクを分析・予防する「AI基本社会」の実現につながると期待されている。
 - － ただし、具体的な実行策やサービスの品質の維持、個人情報保護などの法的・倫理的問題克服のための具体策をどう講じるかが公約の方向性や成否を左右するとみられている。
 - － AI融合型産業の活性化に向け、「AI規制の特例」の導入、すなわち規制のサンドボックスや特区拡大の公約を掲げ、AI産業エコシステムの構築に関する関連法の整備、特許法・出入国管理法などによる規制の特例適用、データの活用に関する規制の緩和などの推進が予想される。
 - － AI規制の緩和による技術発展や新産業の創出が期待される一方で、規制の不在による社会

⁹ 「李在明氏の10大公約…全国民がAIを無料で活用」（ハン・ギョレ新聞、2025年5月12日）

的・倫理的リスク、個人情報・アルゴリズムの責任といった新たな法的課題を伴う可能性もある。そのため、法的ニーズの観点からも該当規制に係る特例措置の動向や、大統領直属の「国家人工知能委員会」による取り組みを注視する必要がある。

⑥ クラウドサービスの活性化

○ 李大統領が掲げるクラウド関連の公約は、AI時代における最重要インフラとされる「クラウドサービス」に関する具体的な公約が示された点で大きな意味を持つ。

- － 特に、公共分野におけるデータの保管・活用を民間クラウドに積極的に移行するといった方針は、クラウド産業の成長にプラスの影響を与えるとみられている。なお、国内産業保護の観点から、「国内の民間クラウド」を想定したものとみられる。

3. 考察および示唆事項

① 半導体特別法の早期制定

- ✓ 半導体産業への政府補助金、税制上の優遇措置、クラスターの指定、許認可の特例など、様々な支援政策が施行された場合、企業においては支援要件や手続き、事後管理などに関する法的検討が必要となります。

② 半導体国内生産に対する税額控除制度の導入

- ✓ 半導体特別法が早期に制定された場合、半導体産業に対する直接補助金、税制支援、許認可の特例、労働時間の柔軟化など、様々な政策の変化が同時に起きる可能性があります。
- ✓ 半導体産業への直接補助金の支給など大規模な政府支援が可能になると、同時に、支援金の申請や執行、事後管理、返還、不正受給などに関する法的リスクも増大する可能性があります。

③ AI共同投資基金の創設（国民ファンド）

- ✓ 100兆ウォン規模の国民・企業参加型国富ファンドは、政府、民間、年金基金などが共同出資する複合的な投資スキームとして設計される予定です。資本市場法、金融投資業法、公正取引法、年金基金運用規定などに関連する様々な法的検討が必要となるほか、ファンドの創設・運用においては、投資家保護、内部統制、監督体制などに関する金融規制上の問題が顕在化するとみられています。

④ クラウドサービスの活性化

- ✓ 公約集には「国内」民間クラウドと明記されていますが、データローカライゼーション規制が緩和されれば、MSやAWSなどのグローバルクラウド企業も韓国市場でのシェア拡大を目指し、公共分野への進出を積極的に試みる可能性があります。

1. 主要公約の概要

① 国防分野における R&D 投資の拡大を通じた国防 AI 先端技術基盤の整備

- ✓ 国防科学研究所内の国防人工知能センターの機能強化
- ✓ 国防分野における AI 基盤整備を通じた人口知能型兵器システムの戦力化
- ✓ 次世代戦闘機・先端航空エンジンの独自開発などを通じた自主的国防力の確保
- ✓ 有人・無人複合戦闘システムの高度化

② 防衛産業エコシステムの変化に対応するため、防衛事業庁の機能を強化

- ✓ 所要や試験評価などが複雑な防衛事業推進体制を簡素化
- ✓ 国防科学研究所が保有する基幹技術の民間移転を拡大
- ✓ 企業間の過度な国内競争を回避し、輸出競争力を確保するための事業調整制度を導入（中小ベンチャー企業部事業領域調整課の業務をベンチマーク）
- ✓ 防衛産業企業から新概念の兵器システムや事業推進戦略の提案を受ける「Innovation Mining」制度を導入
- ✓ 輸出品目の開発など、海外輸出競争力の確保に向けた調達方法の多様化
- ✓ 防衛産業における不正防止のため、防衛事業庁内の戦力支援体制を再編

③ 防衛産業輸出企業への支援の拡大

- ✓ 防衛産業輸出企業の R&D 投資における税額控除および防衛産業支援政策ファンドの拡大により、企業の競争力を強化
- ✓ 新技術を有するスタートアップ企業の育成および防衛産業への兵役特例の拡大

2. 公約の詳細

① 国防分野におけるR&D投資の拡大を通じた国防AI先端技術基盤の整備

- 李大統領は、共に民主党の大統領候補を決める予備選（以下「予備選」）当時、AI産業の次に防衛産業の現場を訪れ、防衛産業への政策的支援を公約として掲げた。また、共に民主党も防衛産業を五大戦略分野の一つに位置付けるなど、同産業を重視する姿勢を示している。

＜防衛産業「四大強国」への飛躍に向けたK-防衛産業育成ビジョン＞

主要内容
▪ 防衛産業輸出のコントロールタワー新設 ▪ 大統領室直属の防衛輸出振興戦略会議を定例化 ▪ 防衛産業を支援する政策金融体制を再編 ▪ 防衛産業企業のR&D投資を税額控除により支援 ▪ 欧州、中東、東南アジア、インド、米国、中南米などとの協力戦略を策定し、防衛産業における技術移転や教育を通じて相互信頼を強化し、防衛産業協力国を積極的に拡大 ▪ K-防衛産業のスタートアップの育成および防衛産業への兵役特例の拡大を通じた人材育成 ▪ 地域の主力産業および研究開発能力を防衛産業と融合させた防衛産業クラスターを拡大運営 ▪ 選択的募兵制

※出典：各種報道を総合

- ー ただし、韓国は現在、2020年から最近まで約72兆ウォン相当の武器を輸出しており¹⁰、輸出量は世界第10位の水準である。したがって、「トップ4」に入るには、国内の主要防衛企業7社の受注残高（100兆ウォン）を上回る契約を結む必要があることから、公約の達成は容易ではないとの指摘がある。
- 大統領選の10大公約には、防衛産業に関する政策が最優先事項として盛り込まれており、K-防衛産業の輸出拡大に向けたR&D支援がその中核を成している。ただし、これらの政策を実行に移すにあたっては、国防分野におけるAI関連政策について、より具体的な実行計画の提示が求められるとの指摘もある。
- ー 10大公約には、政策の最優先事項である「経済強国の実現」に向けて防衛産業を国を代表

¹⁰ ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）、韓国防衛事業庁

する産業として育成する方策が盛り込まれており、慶尚南道での遊説当時には「宇宙・航空・防衛産業政策発表文」を通じて、「政府主導型」モデルの具体像が示された。

- ▲K-防衛産業の輸出拡大に向けたコントロールタワーの新設および防衛事業庁の機能強化、▲国防AIを含むR&Dへの政府投資の拡大ならびに防衛産業輸出企業に対するR&D税制支援の推進が柱となっており、これらは防衛産業の輸出拡大を通じた輸出額の増加を図ることを目的としたものと解される。
- 現在、防衛産業分野は新成長・基幹技術に分類され、税制上優遇措置の対象となっているが、国家先端戦略産業に指定された場合、R&D税額控除率の限度は、大企業・中堅企業は20～25%から30%に、中小企業は30%から40%にそれぞれ10%引き上げられる。
- 業界関係者によると、公約が実際に実行され、防衛産業企業による海外輸出の増加が持続した場合、現在約80兆ウォンにのぼる受注残高は100兆ウォンを突破するという。こうした政策が実行されれば、内需中心であった韓国防衛産業を「グローバル輸出産業」へと転換させることができるとの見方が支配的だ¹¹。
- ただし、公約として掲げられた「国防AI」については、モデル構築のためのデータの確保および技術へのアクセスに関する具体的な支援策が示されておらず、実効性ある実施策の不在を指摘する声も出ている。そのため、今後政策を実行に移す際には、具体策が講じられるとみられる。
- また、防衛産業のエコシステム構築や迅速な調達のためのプラットフォームの整備、民間分野における規制緩和などの具体策についても今後示す必要があると指摘されている¹²。

¹¹ 李在明・金文洙（キム・ムンス）「K-防衛産業の集中育成」…ビッグ4防衛企業の受注額100兆ウォンが視野に（インサイトコリア）

¹² （大統領選挙の産業公約点検）③K-防衛産業公約…「政府主導型」vs「国家安全保障型」

3. 考察および示唆事項

① 国防分野におけるR&D投資の拡大を通じた国防AI先端技術基盤の構築

- ✓ 現在、韓国の防衛産業は輸出規模が拡大傾向にあり、これを本格化させるためには、国家戦略産業への格上げが求められています。また、産業育成のための支援政策および関連法の制定または改正が必要とされています。
- ✓ 李大統領は、予備選当時から防衛産業の輸出を支援する公約を掲げており、大統領選の10大公約にも、政策の最優先課題である経済活性化の一環としてK-防衛産業の育成を明記し、同分野を重視する姿勢を示しています。
- ✓ 共に民主党がこれまで政策的に手薄と評価されてきた安全保障（防衛産業）やR&D支援などの企業向けの政策を前面に掲げたのは、李大統領が大統領選当時、中道的な有権者を取り込むための戦略の一環と考えられます。

1. 主要公約の概要

① カーボンニュートラルとエネルギー転換

- ✓ 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、産業構造の大転換を継続的に推進

② カーボンニュートラル基本法の改正および排出権取引制度

- ✓ 憲法不合致決定の趣旨を踏まえ、責任ある中間目標を盛り込んだカーボンニュートラル基本法の改正
- ✓ 排出権取引制度における有償割当の比率拡大などを通じて、気候対応基金を大幅に拡充

③ 「エネルギー高速道路」の建設および分散型エネルギー体制の構築

- ✓ エネルギー安全保障とカーボンニュートラルの実現に向け、国レベルで洋上風力発電を支援
- ✓ 2030年までに「西海岸エネルギー高速道路」を、2040年までに「U字型韓半島エネルギー高速道路」を建設
- ✓ U字型再生可能エネルギーベルトの構築により、持続可能なエネルギーへの転換を推進
- ✓ 電力需要の分散化を通じ、地域基盤のエネルギーエコシステムの活性化を推進
- ✓ 再生可能エネルギーの比率拡大に向け、電力供給の柔軟性を向上

④ 太陽光・風力による年金の拡大

- ✓ 利益共有型の再生可能エネルギープロジェクトを開拓し、住民所得の向上および受容性を強化
- ✓ 住民の参加率に応じて、REC（再生可能エネルギー供給証明書）に対する追加の加重値（インセンティブ）を付与

2. 公約の詳細

① カーボンニュートラルとエネルギー転換

- 既存の「第5次エネルギー技術開発計画（案）」では、SMR（小型モジュール炉）を中心に原子力発電の活用を拡大して安定したエネルギー供給を目指し、中長期的には、カーボンニュートラルの実現およびエネルギーの安定性確保のため、無炭素エネルギーエコシステムの構築をビジョンとして掲げている。
 - － 公約の主要内容は、▲無炭素エネルギーの拡大に向けた技術競争力の強化（原発活用の拡大など）、▲安定したエネルギーネットワークの構築、▲エネルギー利用の高効率化・クリーン化、▲R&Dイノベーション・エコシステムの構築などである。
 - － 文在寅（ムン・ジェイン）政権（以下「文政権」）時代、使用済み核燃料の処理および安全性の問題などを理由に推進された「脱原発」政策とは異なり、SMR（小型モジュール炉）を中心に原発の活用を拡大する点が最大の相違点である。
- 李大統領の関連公約は、現行の「第5次エネルギー技術開発計画（案）」と同様に、再生可能エネルギーへ転換するという方向性の面では一致するものの、その過程における原発の活用比重に差があり、再生可能エネルギーにより重点を置いている。
 - － 文政権下での「脱原発」政策に続き、2022年の大統領選で「減原発（原発の削減）」を公約に掲げた共に民主党は、最近、原子力労働組合連帯と締結した「原子力産業人政策協約書」にも見られるように、再生可能エネルギーを中心にエネルギー政策を推進しつつ、原発の役割も重視する立場をとっている。
 - － ただし、李大統領は原発に対して慎重な姿勢を貫いており、第20代大統領選当時の公約と同様に、2040年までに石炭火力発電を廃止し、再生可能エネルギー産業を育成する方針を示しており、一方で、原子力発電に関する内容は盛り込まれていない。
 - － 文政権の脱原発政策のように、建設中の原子力発電所事業を中断したり早期に閉鎖することはないとみられるものの、原発の活用拡大には踏み込まず、中長期的には「減原発」への軌道修正が予想され、政策の軸は明らかに「再生可能エネルギー」である。
 - － しかし、李大統領の原発活用に関する方針は、共に民主党の方針と一部相違があるため、今後政策を推進するにあたっては、事前の合意形成が不可欠になるとみられる。
 - － データセンターの拡充など、AI分野の公約を実行するには、安定した電力供給が不可欠で

あるため、SMR産業を育成する可能性は高いと考えられる。

② カーボンニュートラル基本法の改正および排出権取引制度

- 炭素排出権取引制度などを盛り込んだカーボンニュートラル基本法は、昨年8月、中間目標の不在などを理由に憲法不台致との決定が下されたことを受け、一部改正が必要である。
 - － カーボンニュートラル基本法は、2010年に制定された低炭素グリーン成長基本法を廃止し、2021年に新たに制定された法律である。同法には2050年までに温室効果ガスを40%削減（2018年比）するという具体的な目標が明記されており、気候対応基金の創設および「2050カーボンニュートラル・グリーン成長委員会」の新設も盛り込まれている。
 - － 一方、昨年8月、憲法裁判所が2030年までの「温室効果ガス削減目標比率」のみを定めたカーボンニュートラル基本法などは憲法に反するとの決定を下した。これは政府の気候危機対応計画が不十分な場合、国民の基本権を侵害する可能性があることを法的に認めた事例といえる。上記の決定を受け、カーボンニュートラル基本法などは、2026年2月28日までに憲法裁判所の趣旨を反映して改正されなければならない。
 - － 憲法裁判所は、▲2030年までの削減目標比率のみが規定され、2031年から2049年までの19年間については、削減目標に関する定量的基準が示されていない点、▲将来世代に過度な負担を転嫁する形で削減目標が定められている点、▲気候危機に見合った保護措置としての必要最低限の要件を備えていない点等を判断の根拠として挙げている。
- 憲法不台致の決定を踏まえた中間目標を盛り込むためのカーボンニュートラル基本法の改正が優先的に行われた後、炭素排出権取引制度の改革が進められる見通しである。
 - － 企画財政部を中心に、今年下半期にカーボンニュートラル基本法の改正が行われる見通しであり、気候対応基金、排出権取引制度、グリーン国債などに関する議論が進められている。「2031年から2049年までの温室効果ガス削減に向けた中間目標」を盛り込んだ改正が優先的に行われるとみられている。
 - － 韓国の排出権価格は、排出権取引制度導入国の中で最も低い水準であり、来年からEUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）が本格施行される中、適正な排出権価格設定は国内産業

の負担を軽減する上で不可欠である¹³。

- － そのためには、気候対応基金の主な財源である排出権の有償割当を大幅に引き上げ、基金を拡充することで、エネルギー転換を加速化させる好循環構造の定着が求められる。こうした方針は、上半期に公表が予定されている「第4次排出権取引制度割当計画」に反映されるとみられている。

③ 「エネルギー高速道路」の建設および分散型エネルギー体制の構築

○ RE100の一環として、電力網および再生可能エネルギー不足を同時に解決することを目的に「エネルギー高速道路」の建設を公約に掲げたが、実効性および現実性に欠けるとの指摘の声が上がっている。

- － 「エネルギー高速道路」とは、湖南地域で生産された原子力発電および再生可能エネルギーによる電力を首都圏に供給するための海底超高压直流送電（HVDC）事業である。李大統領は2030年までに西海岸に、2040年までにU字型の韓半島エネルギー高速道路を建設することを公約として掲げている。
- － 20GW規模の南西海岸の洋上風力を海上電力網を通じて主要産業地帯へ送電する計画であり、現在の電力網不足の問題および将来的なAI・半導体などの産業発展を考慮すると、電力網の整備は喫緊の課題といえる。
- － ただし、業界では、西海岸にエネルギー高速道路を建設するだけで40兆ウォン、これを韓半島全域に拡大した場合には100兆ウォン以上の財源が必要になると見込んでいる¹⁴。これらの建設には韓国電力公社（以下「韓電」）等による投資が必要であるが、韓電は現在、累積債務が200兆ウォンを超えており、財政的な不安定要素を背景に、政策の実現性に対する懸念の声が上がっている。
- － また、2023年の「第10次長期送変電設備計画」には、湖南地域で発生した遊休再生可能エネルギーを首都圏に送電するHVDC建設計画（総延長430km）が盛り込まれている。しかし、この計画の竣工目標は2032年以降とされており、李大統領の任期を考慮すると、早期実現を期待するのは困難である。

¹³ 欧州で生産された製品と輸入品との間の炭素排出量の差、および欧州の排出権価格に比例して証明書を購入する必要があるが、韓国の排出権取引制度と同様に、輸出国ですでに支払った炭素費用がある場合には、その分が控除される仕組みとなっている。

¹⁴ 李在明の「エネルギー高速道路」公約、実現性には「疑問の声」…韓国電力にのしかかる重圧（電気新聞）

3. 考察および示唆事項

① 温室効果ガス削減目標の策定および原発の活用

- ✓ 原子力発電の比率は、産業通商資源部のエネルギー基本計画における政策事項であり、法改正を伴わずに新政府が迅速に実行できる公約です。
- ✓ 李大統領は、原子力よりも再生可能エネルギーを重視する発言を繰り返し行っており、原子力労働組合と協約を締結した与党の姿勢とは温度差があるため、今後のエネルギー転換政策の方向性を注視する必要があります。

② カーボンニュートラル基本法の改正および排出権取引制度

- ✓ 昨年の憲法不合致の決定を受け、カーボンニュートラル基本法は、2026年2月28日までに改正を行う必要があり、まずは中間目標に関する改正が優先的に行われる見通しです。
- ✓ また、公約として掲げられた炭素排出権取引制度における有償割当比率の引き上げなどに関する改革も、上半期に公表が予定されている「第4次排出権取引制度割当計画」策定の際に反映されるものとみられます。

③ 「エネルギー高速道路」の建設および分散型エネルギー体制の構築

- ✓ 李大統領の環境・エネルギー公約のうち、RE100産業団地の造成に向けた「エネルギー高速道路」の建築や「太陽光・風力年金」拡充などの施策は、主軸の政策とされています。ただし、実効性や現実性を指摘する声が多数上がっているため、今後政策を推進するにあたっては、一部見直しを迫られる可能性があります。

CONTACT

李承範 (イ・スンボン)	弁護士	+82-2-528-5091	seungbumlee@yulchon.com
崔溶桓 (チェ・ヨンファン)	弁護士	+82-2-528-5709	ywchoi@yulchon.com
李政祐 (リ・ジョンウ)	弁護士	+82-2-528-5962	jungwoolee@yulchon.com
黄仁庸 (ファン・イニョン)	弁護士	+82-2-528-5780	iyhwang@yulchon.com
魏春載 (ウィ・チュンジェ)	弁護士	+82-2-528-5973	cjwee@yulchon.com
孫珍 (ソン・ジン)	外国弁護士	+82-2-528-5424	json@yulchon.com

本ニュースレターは、一般的な情報提供を目的とするものであり、記載された内容は当事務所の公式見解を示すものではありません。また、特定の事案に対する法的助言としての使用は固くお断りいたします。

Copyright 2025 Yulchon LLC. All rights reserved